

環境の保全と創造に関する条例施行規則

規則

(環境配慮を要する建築物の新築等)

第 42 条の 3 条例第 118 条の 4 に規定する規則で定める行為は、建築物の大規模の修繕又は大規模の様様替えとする。

(特定建築物の範囲)

第 42 条の 4 条例第 118 条の 5 第 1 項に規定する規則で定める規模は、床面積 2,000 平方メートル以上とする。

(建築物環境性能評価書の届出)

第 42 条の 5 条例第 118 条の 5 第 1 項に規定する建築物環境性能評価書の様式は、様式第 31 号の 5 のとおりとする。

2 条例第 118 条の 5 第 1 項第 5 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 設計者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 特定建築物の新築、改築、増築、大規模の修繕又は大規模の様様替え（以下この条及び第 42 条の 8 において「新築等」という。）の行為の種別
- (3) 工事着手予定日及び工事完了予定日

3 条例第 118 条の 5 第 3 項に規定する規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。

- (1) 特定建築物の配置図
- (2) 特定建築物の付近見取図
- (3) 特定建築物の各階平面図
- (4) 特定建築物の立面図
- (5) 特定建築物の断面図

4 条例第 118 条の 5 第 4 項に規定する規則で定める日は、特定建築物の新築等の工事に着手する日の 21 日前の日とする。

(建築物環境性能評価書の変更の届出)

第 42 条の 6 条例第 118 条の 6 に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名の変更
- (2) 特定建築物の名称の変更
- (3) 条例第 118 条の 5 第 1 項第 3 号に掲げる事項の変更のうち、特定建築物の床面積の変更を伴わないもの
- (4) 条例第 118 条の 5 第 1 項第 4 号に掲げる事項の変更のうち、特定建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失に係る値の変更を伴わないもの

2 条例第 118 条の 6 の規定による届出は、建築物環境性能評価書変更届出書（様式第 31 号の 6）に、当該変更に係る前条第 3 項各号に掲げる図書を添付してしなければならない。

(指導)

第 42 条の 7 知事は、条例第 118 条の 5 第 1 項又は第 118 条の 6 の規定による届出があった場合において、当該届出に係る建築物環境性能評価書の内容が知事が別に定める基準に適合していないと認めるときは、これらの届出をした者に対し、特定建築物に係る環境への負荷の低減その他の措置を講ずるよう指導するものとする。

(工事完了の届出)

第 42 条の 8 条例第 118 条の 8 の規定による届出は、特定建築物の新築等の工事が完了した日から起算して 15 日以内に、特定建築物工事完了届出書（様式第 31 号の 7）によってしなければならない。

(適用除外)

第 50 条 (略)

2 (略)

3 条例第 158 条第 3 項の規定により、神戸市の区域にあつては、条例第 5 章第 2 節の 2 の規定は、適用しない。

附 則（平成 18 年 9 月 29 日規則第 76 号）

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 18 年 10 月 1 日から同月 22 日までの間に環境の保全と創造に関する条例及び知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年兵庫県条例第 28 号）第 1 条の規定による改正後の環境の保全と創造に関する条例（平成 7 年兵庫県条例第 28 号）第 118 条の 5 第 1 項に規定する新築等をしようとする者に対する第 1 条の規定による改正後の環境の保全と創造に関する条例施行規則第 42 条の 5 第 4 項の規定の適用については、同項中「特定建築物の新築等の工事に着手する日の 21 日前の日」とあるのは、「平成 18 年 10 月 6 日」とする。